

第 4 部

資 料 編

男女共同参画の推進に関する年表

年次	世界の動き	日本の動き	石川県の動き
1945 昭 20	・国際連合発足 ・国連憲章採択	・「改正公職選挙法公布」（婦人参政権）	
1946 昭 21	・国連婦人の地位委員会設置	・第 22 回総選挙で初の婦人参政権行使	
1947 昭 22	・世界人権宣言採択	・日本国憲法施行（男女平等の明文化）	
1948 昭 23		・労働省発足、婦人少年局設置	
1949 昭 24		・第 1 回女性週間（4 月 10 日～16 日）	
1967 昭 42	・婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1975 昭 50	・国際婦人年 目標「平等・発展・平和」 ・国際婦人年世界会議開催（マシコシティ） ・「世界行動計画」採択 ・「国連婦人の十年」（76～85 年）決定	・総理府に婦人問題企画推進本部設置 ・総理府婦人問題担当室設置	
1976 昭 51		・「特定職種育児休業法」施行（教職員等） ・「民法等の一部を改正する法律」公布（婚氏続称制度）	
1977 昭 52		・「国内行動計画」策定（S52～61） ・国立婦人教育会館開館	・県民課に「婦人問題担当窓口」設置（4 月）
1978 昭 53			・知事の私的諮問機関「石川県婦人問題懇話会」設置（4 月）
1979 昭 54	・「女性差別撤廃条約」採択		・県民課に「公聴婦人係」設置（4 月）
1980 昭 55	・国連婦人の十年中間年世界会議開催（コペンハーゲン） ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名 ・「民法」及び「家事審判法」改正（配偶者相続分引き上げ）	・婦人行政庁内連絡会議設置（5 月） ・「石川県婦人白書」刊行（以降、57・59・元年度刊行）
1981 昭 56	・「ILO 第 156 号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）」採択 ・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画」後期重点目標決定	・「石川県婦人行動計画」策定（3 月）
1983 昭 58			・婦人問題広報誌「石川婦人の広場」創刊（10 月）（毎年 2 回発行）
1984 昭 59		・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布（国籍の父母両系主義採用）	
1985 昭 60	・国連婦人の十年ナイロビ世界会議開催 ・「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国民年金法」改正（女性の年金確立） ・「女子差別撤廃条約」批准	
1986 昭 61		・「男女雇用機会均等法」施行 ・「労働基準法」改正（女子保護規定一部廃止、母性保護規定の拡充）	・県民生活課に「婦人係」設置（4 月）
1987 昭 62		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定（S62～H12）	・新婦人行動計画「いしかわ婦人プラン 21」策定（5 月）
1989 平元	・「児童の権利に関する条約」採択	・学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修等）	
1990 平 2	・「婦人の地位の向上のためのナイロビ将来戦略の第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・県民生活課に「婦人企画室」設置（4 月）
1991 平 3		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第一次改定	・婦人青少年課設置、「婦人企画室」移管（4 月）
1992 平 4		・「育児休業等に関する法律」施行 ・婦人問題担当大臣任命	・女性問題広報誌「エールいしかわの女性へ」に改称（1 月） ・「婦人企画室」廃止（3 月） ・「財団法人いしかわ女性基金」設立（9 月）
1993 平 5	・国連世界人権会議開催（ウィーン） 「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・中学校での家庭科の男女必修完全実施 ・「パートタイム労働法」施行	・「いしかわ女性行動計画」策定（3 月） ・「石川県女性センター条例」施行（4 月） ・「婦人青少年課婦人係」を「女性青少年課女性係」に改称（4 月） ・「石川県婦人生活会館」を教育委員会から県民生活局に移管し「石川県女性センター」に改称（4 月） ・「石川県婦人問題懇話会」を「石川県女性ビジョン懇話会」に改称（4 月）

年次	世界の動き	日本の動き	石川県の動き
1994 平 6	・女子差別撤廃条約履行状況報告審議 (第2、3回)	・高等学校での家庭科の男女必修実施 ・男女共同参画審議会設置 ・総理府男女共同参画室設置 ・男女共同参画推進本部設置	
1995 平 7	・第4回世界女性会議開催(北京) 「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」公布(介護休業に関する部分をH11年度から実施) ・「ILO156号条約」批准	・石川県女性白書「石川の女性」刊行(3月) ・「女性NGOフォーラム」参加(9月) ・「男女平等に関する県民意識調査」実施(10月)
1996 平 8		・男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造ー」 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「国際レディースフォーラム」の開催(6月) ・「男女共同参画推進地域会議」開催(11月)
1997 平 9		・「男女雇用機会均等法」改正 ・労働省「婦人局」を「女性局」に、都道府県「婦人少年室」を「女性少年室」に改称	・第5回世界女性会議アクション行動ベトナム・マレーシア派遣(9月)
1998 平 10		・男女共同参画審議会答申「男女共同参画社会基本法ー男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」	・「いしかわ女性行動計画」改定(2月) ・中国江蘇省女性団体交流事業の開始受入(10月)、派遣(11月)
1999 平 11		・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力のない社会の実現を目指して」 ・改正「労働基準法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「食料・農業・農村基本法」施行(女性の参画の促進を規定)	・男女共同参画推進員を100名委嘱(9月)
2000 平 12	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) ・「政治宣言」及び「成果文書」採択	・「介護保険法」施行 ・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本的方策について」 ・男女共同参画審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的考え方」 ・「男女共同参画基本計画」策定	・女性青少年課に「男女共同参画推進室」設置(4月) ・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施(5月)
2001 平 13		・内閣府に「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	・「いしかわ男女共同参画プラン2001」策定(3月) ・男女共同参画推進員を123名に増員(4月) ・「石川県男女共同参画推進条例」公布・施行(10月) ・男女共同参画推進員を198名に増員(11月)
2002 平 14		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	・「男女共同参画苦情処理機関」設置(4月) ・女性相談支援センター設置(4月) ・石川県男女共同参画審議会設置(5月)
2003 平 15	・女子差別撤廃条約履行状況報告審議 (第4、5回)	・「次世代育成支援対策推進法」施行	・「女性青少年課男女共同参画推進室」を「男女共同参画課」に改編(4月)
2004 平 16		・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定	
2005 平 17	・「北京+10」閣僚級会合	・改正「育児休業等に関する法律」施行(仕事と子育ての両立支援) ・男女共同参画基本計画(第2次)策定	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施(7月) ・「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」策定(10月)
2006 平 18		・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催	
2007 平 19		・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・改正「労働基準法」施行	・「いしかわ男女共同参画プラン2001」改定(3月)
2008 平 20		・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」改定	
2009 平 21	・女子差別撤廃条約実施状況報告審議 (第6回)	・男女共同参画会議諮問「男女共同参画に関する施策の基本的な方向について」	・男女共同参画推進員を95名委嘱(4月) ・男女共同参画推進応援団(推進員経験者)の設置
2010 平 22	・国連「北京+15」記念会合	・改正「育児・介護休業法」施行 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定(12月)	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施(5月)
2011 平 23	・UN Women 正式発足	・内閣府男女共同参画局推進課に「暴力対策推進室」を新設(4月)	・「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定(3月) ・「企業における男女共同参画に関する取組状況実態調査」実施(8月)
2012 平 24	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働くまでしこ大作戦～決定(6月)	・いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度を創設(6月)、シンボルマークを決定(12月)
2013 平 25		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言	

年次	世界の動き	日本の動き	石川県の動き
2014 平 26	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行（1 月） ・「日本再興戦略」改訂 2014 に「『女性が輝く社会』の実現」（6 月）	・「輝く女性応援会議 in 石川」開催（9 月）
2015 平 27	・国連「北京+20」記念会合	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行（9 月） （事業主行動計画策定部分は平成 28 年 4 月 1 日施行） ・「第 4 次男女共同参画基本計画」策定（12 月）	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施（6 月）
2016 平 28	・女子差別撤廃条約実施状況報告審議（第 7、8 回）	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行（5 月）	・「いしかわ男女共同参画プラン 2011」改定（3 月） ・「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」改定（3 月）
2017 平 29		・改正「育児・介護休業法」施行（1 月） ・改正「育児・介護休業法」施行（10 月）	・いしかわ性暴力被害者支援センター（パープルサポートいしかわ）設置（10 月）
2018 平 30		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行（5 月）	・いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度に「女性活躍加速化クラス」を創設（7 月）
2019 令元	・W20 回日本開催（第 5 回 WAW! と同時開催）		
2020 令 2	・国連「北京+25」記念会合	・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行（4 月） ・改正「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行（6 月） ・改正「男女雇用機会均等法」施行（6 月） ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定（6 月） ・内閣府男女共同参画局推進課「暴力対策室」を「男女間暴力対策課」に改編（10 月） ・「第 5 次男女共同参画基本計画」策定（12 月）	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施（6 月）
2021 令 3		・改正「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行（6 月）	・「いしかわ男女共同参画プラン 2021」策定（3 月） ・「石川県配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画（第 3 次）」改定（3 月） ・「いしかわ男女共同参画推進功労者知事表彰」を創設（9 月）
2022 令 4		・改正「育児・介護休業法」施行（4、10 月） ・改正「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行（4 月） ・「女性デジタル人材育成プラン」策定（4 月） ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布（5 月） ・「AV 出演被害防止・救済法」施行（6 月）	・「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会 地域シンポジウム」開催（10 月） ・「国際女性会議 WAW!2022」石川サテライト会場開催（12 月）
2023 令 5		・「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」策定（3 月） ・「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」決定（3 月） ・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」公布（5 月）	・「男女共同参画課」を「女性活躍・県民協働課」に改組（4 月）
2024 令 6		・改正「育児・介護休業法」施行（4、5 月） ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行（4 月） ・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行（4 月）	・「石川県困難な問題を抱える女性への支援及び DV 被害者の保護等に関する基本計画」策定（3 月） ・「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」施行（4 月）
2025 令 7			・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施（2 月）

男女共同参画苦情処理状況

あらゆる人が互いの人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、石川県では意識啓発はもとより子育て支援、雇用機会均等などの取組を行っています。

この苦情処理機関は、広範・多岐にわたる男女共同参画施策に対する県民の苦情や意見を広く把握し、適切に施策に反映させていくと共に、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権を侵害された被害者の救済を通して、男女共同参画社会づくりを支えていくため、平成14年4月に設置されました。

石川県男女共同参画苦情処理機関

男女共同参画推進条例に基づき設置された機関です。

行政から独立した機関として、苦情処理委員が県民の皆さんからの男女共同参画に関する苦情等の申し出を公平、中立な立場に立って処理します。

男女共同参画に関する
県の施策について

配偶者等からの暴力、
セクシュアルハラスメントなど
人権侵害された場合

- ・ 苦情処理委員は、皆さんや関係者からお話を伺います。
- ・ 裁判や調停のような手続きや審理はありません。
- ・ 苦情処理委員は、男女共同参画推進の視点から検討します。
- ・ 苦情処理委員は、適切、迅速に処理にあたります。

《申出方法》 メール、郵送又はファックスにより受け付けます。
(申出書は県のホームページから入手できます。)

《申出先》 石川県女性活躍・県民協働課内「男女共同参画苦情処理委員」あて
<メール> danjo@pref.ishikawa.lg.jp
<郵送> 〒920-8580 金沢市鞍月1-1
<専用FAX> 076-225-1379

過去の主な苦情処理の内容

区分 年度	男女共同参画の推進に関する施策		男女共同参画の推進に影響を 及ぼすと認められる施策		人権侵害事案		電話等 問合せ
	件数	概要	件数	概要	件数	概要	件数
H14	0		0		2	セクシュアルハラスメント、DV	15
H15	0		0		0		6
H16	0		0		0		7
H17	0		0		0		13
H18	0		0		0		13
H19	0		0		0		12
H20	0		0		1	セクシュアルハラスメント	7
H21	0		0		0		15
H22	0		1	扶養手当の認定	0		7
H23	0		0		0		14
H24	0		0		0		6
H25	0		0		0		6
H26	0		0		0		6
H27	0		0		0		1
H28	0		0		0		0
H29	0		0		0		3
H30	0		0		0		5
R1	0		0		0		8
R2	0		0		0		1
R3	0		0		0		1
R4	0		1	固定的性別役割分担意識による表記	0		0
R5	0		0		0		0